

経済安全保障重要技術育成プログラムに関する特別約款
(大学・国立研究開発法人等用)

2022年11月25日制定

(乙等が締結する契約の相手方の制限)

- 第1条 乙、再委託先及び共同実施先（以下「乙等」という。）は、委託業務を実施するために締結する契約（売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。）をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不相当である場合、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙に対し、必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。
- 3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

(知的財産権の帰属に関する特則)

- 第2条 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）（以下「原約款」という。）第31条第1項に規定する乙に帰属する知的財産権は、当該規定にかかわらず、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第63条第4項により組織される指定基金協議会が産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条を適用しないと判断した場合、指定基金協議会において当該知的財産権の帰属を決定するものとする。

(知的財産権の移転の承認等に関する特則)

- 第3条 本契約では、原約款第31条第3項第四号ただし書きは適用しない。

(内閣府及び経済産業省への情報提供)

- 第4条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、研究開発構想の策定主体である内閣府及び経済産業省に対して提供することに同意するものとする。

(再委託先等との契約)

第5条 本特別約款は、再委託先及び共同実施先に準用する。

(存続条項)

第6条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第36条、第37条若しくは第38条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第51条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第2条から第5条まで

(原約款との関係)

第7条 本特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2022年11月25日から施行する。